

「快適トイレ」のモデル設置希望者を募集します

広くて キレイな 「快適トイレ」 を利用してみませんか？

女性農業者の働きやすい環境整備を目的に、農業施設等の敷地内に「快適トイレ」を設置し、実際に利用してもらうことで、効果や課題を検証し、今後の普及対策や本格導入に向けた検討を行います。

「快適トイレ」とは

洋式便座でゆったり座れるだけでなく、水洗機能やし尿処理装置、臭い逆流防止機能などが付いており、臭いを気にせず、男女ともに快適に使える仮設トイレです。
フックもしくは荷物置き場、二重ロックなどの施錠機能や照明、鏡付き洗面台など、女性が利用しやすい機能が装備されています。

1. 事業概要

- (1) 事業期間 令和7年4月下旬から令和7年12月26日
(仮設トイレの設置期間は利用者と協議のうえ、上記期間のうち継続する6ヶ月間程度)
- (2) 仮設トイレの設置・撤去・リース費用は本市が負担
- (3) 仮設トイレ利用に係る消耗品及び利用中・撤去時の汲み取り費用は利用者負担

2. 事業対象者

事業期間内において、次のすべての事項を満たす者

- (1) 新潟市西区において認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けている者または団体
※団体は、2/3以上が認定農業者を取得している3戸以上の団体である必要があります。
- (2) 女性農業者又は女性農業者を雇用（パート・アルバイト含む）する者
- (3) 当該施設の設置場所を自ら確保し提供できるもの（2.5m×2.5m程度）
- (4) 本市と当該施設の使用貸借契約を締結し、自ら適切に管理するとともに、利用状況や課題等を記録し、事業完了後に本市が求める報告書類の提出に協力できる者

3. 募集方法

令和7年3月28日（金）までに「要望書兼申請書」を提出（FAX・E-mail可）

また、団体での申請の場合は、「要望書兼申請書」に加えて「構成員名簿」をご提出ください。

応募者多数の場合は、次の採択基準により対象者を選定させていただきます。

《採択基準》

「西区農業女子のすゝめ」参加者を優先採択することとし、当該施設を利用する女性農業者の人数が多い者から順に、予算の範囲内で採択する。また、昨年度に当事業を利用していない方を優先して採択をする。上記利用者が同数の場合は、応募日時点において、農地基本台帳の経営面積が大きい応募者を優先採択する。

4. 申し込み・問い合わせ先

西区役所農政商工課 農業振興係（担当：白井・柳澤）

TEL : 025-264-7610

FAX : 025-269-1660

E-mail : nosei.w@city.niigata.lg.jp